神奈川県行政書士会
封印業務の受託に関する規則

第１章　総　　則

（目　　的）

第　１　条　この規則は、道路運送車両法及び同法施行規則並びに通達で定められた丁種封印受託者である神奈川県行政書士会（以下「本会」という。）による封印の管理が適正に遂行されるとともに、丁種封印の再委託を受けた行政書士（以下「丁種会員」という。）及び丁種会員の責任において再々委託を受けた行政書士が実施する封印の取付けが適正かつ円滑に実施され、もって自動車所有者の利便とユーザーの負担軽減に資することを目的とする。

第２章　封印取付け責任者

（封印取付け責任者及び代務者）

第　２　条　前条の目的を達成するため、本会に道路運送車両法施行規則第１５条に定める封印取付け責任者（以下「責任者」という。）を置き、責任者は、本会における封印取付け及び報告の実務を管理統括する。

２　責任者を補佐するため、本会に代務者若干名を置き、代務者は、責任者不在時にはその職務を代行するものとする。

（責任者及び代務者の委嘱と任期）

第　３　条　責任者は、運輸警察部の中から会長が委嘱する。

２　代務者は、運輸警察部及び丁種会員（丁種会員である行政書士法人における自動車登録業務に十分精通した社員を含む。）の中から会長が委嘱する。

３　責任者及び代務者（以下「責任者等」という。）の任期は、委嘱した会長の任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。

４　責任者等が任期満了により退任した場合には、後任者が就任するまで前任者が実務を行うものとする。

（事　業　場）

第　４　条　道路運送車両法施行規則第１２条第１項第２号に定める事業場の名称は神奈川県行政書士会とし、所在地は登記上の主たる事務所の所在地とする。

（業　　務）

第　５　条　責任者等は、次の各号に掲げる業務を行う。

一　本会が受託する封印の管理と、丁種会員の再委託及び再々委託に関すること。

二　丁種会員が使用する封印受領証の払出し事務及び運輸支局等から返付された受領証副本等の報告書類の管理に関すること。

三　丁種会員名簿の調整及び管理に関すること。

四　丁種会員への指導監督、処分等に関すること。

五　丁種会員への研修及び情報提供に関すること。

六　丁種会員になろうとする者に対する研修及び効果測定に関すること。

七　関係官公署及び封印受託事業者団体との協議、連絡、報告等に関すること。

八　丁種会員間の連絡、協調、親睦等に関すること。

九　前各号に掲げるもののほか、封印取付け委託の目的を達成するために必要なこと。

（丁種会員名簿の調製）

第６条　責任者等は、丁種会員名簿を調製しなければならない。

２　責任者等は、丁種会員名簿への登載を希望する行政書士に対する名簿への登載の可否について決定する。

３　責任者等は、丁種会員名簿の変更の都度、管轄する運輸支局長等に報告するものとする。

４　責任者等は、調整した丁種会員名簿を公開するものとする。

（会員又は丁種会員に対する処分）

第７条　責任者等は、会長の承認を得て、丁種会員に対する再委託の解除又は停止の処分を行うことができる。

２　前条第２項の決定及び前項の処分に対して異議ある行政書士又は丁種会員は、本会に対して不服審査の申立てを行うことができる。

（処分事項等）

第８条　前条第１項の規定に基づき、責任者等は、丁種会員が次の各号に定める事由にあたる場合には、当該各号に定める処分を行うことができる。

一　瑕疵ある封印の取り付け又は取り外した自動車登録番号標の返納を遅滞した等の管理懈怠があった者　　１か月間の再委託の停止。

二　自動車検査証に記載されている登録番号及び車台番号と符合しない自動車に封印を取り付けた者　　１か月間の再委託の停止。

三　指定研修を受講しない者　　受講するまでの間の再委託の停止。ただし、責任者等が認め得る特別な事情があった場合には、この限りではない。

四　封印取り付けの報告を責任者等が指定した期日までに怠った者　　報告が為されるまでの間の再委託の停止。

五　不正な方法により封印を流通させた者　　再委託の解除、以後２年間再委託の申請を受け付けない。

六　都道府県知事又は会長からの処分を受けた者　　再委託の解除。

２　丁種会員からの再々委託を受けた行政書士が、前項第１号及び第２号に定める事由にあたる場合には、再々委託をした丁種会員に対して前項各号の処分を行うことができる。

３　第１項各号の処分を行おうとする場合には、弁明の機会を与えなければならない。

４　責任者等は、丁種会員が次の各号に定める解除事由にあたる場合には、当然に再委託を解除する。

一　行政書士法第６条の５の規定により、登録が取り消されることとなったとき。

二　行政書士法第７条の規定により、登録が抹消されることとなったとき、又は第１３条の１９の規定により、解散することとなったとき。

三　行政書士法第１６条の５第２項及び第１６条の６第３項の規定により、本会を退会することとなったとき。

四　行政書士法人にあって第１０条第２項の要件を満たさなくなったとき。

５　責任者等は、第１項各号による処分又は第４項各号による再委託の解除を行った場合には、その者を直ちに丁種会員名簿より削除し、当該運輸支局長等へ報告しなければならない。

（封印の取付け及び管理）

第９条　責任者等は、封印取付けに係る関係法令及び関東運輸局長の定める「封印の取付け委託に関する取扱要領」並びに運輸支局長の定める「封印取付け受託者準則」に基づき、適正に封印の管理を行わなければならない。

２　責任者等は、前項の管理に必要となる書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）及びその提出の方法その他の手続に関する事項について、取扱内規を定める。

第３章　丁種会員

（丁種会員の要件）

第１０条　丁種会員は、自動車登録業務に十分精通した者でなければならない。

２　行政書士法人が丁種会員になろうとする場合には、再委託を受けようとする事務所ごとに、少なくとも１名以上の社員が自動車登録業務に十分精通した者でなければならない。

（業務精通の要件）

第１１条　前条に定める自動車登録業務に十分精通した者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　責任者等が実施する事前研修を修了した者

二　責任者等が自動車登録に関し５年以上の実務経験を有すると認めた者

三　責任者等が自動車登録業務に関する研修の講師としての実績を有すると認めた者

四　平成２９年４月１日現在、甲種受託者の再委託を受けている者

（事前研修）

第１２条　前条第１号の事前研修は、講義と効果測定による。

２　事前研修は、次に掲げる科目を基本として実施する。

一　自動車登録関係法令

二　自動車封印の取付けに関する基礎知識

三　その他、責任者等が必要と認める事項

３　事前研修は、年１回以上実施する。

（指定研修）

第１３条　丁種会員となった者は、責任者等が実施する指定研修を受けなければならない。

２　指定研修は、責任者等が必要に応じて行う。

（丁種会員名簿への登載）

第１４条　丁種会員名簿への登載を希望する行政書士は、責任者等が定める受付期間中に、丁種会員名簿への登載を申し込むことができる。ただし、行政書士法人にあっては、再委託を受けようとする事務所ごとに申し込むものとする。

２　名簿登載申し込みに際し必要となる書面は、次のとおりとする。

一　名簿登載申込書（宣誓事項含む。）

二　確約書

三　損害賠償責任保険加入証の写し又は損害賠償責任保険加入申込書の写し

３　名簿登載申込みの受付けは、年１回以上とする。

（封印受領証の調製）

第１５条　責任者等は、運輸支局長が定める封印取付け受託者準則第８号様式に準ずる封印受領証を調製し、丁種会員の希望に応じて払出すものとする。

２　前項の払出し方法は、紙媒体による他、電子データを含む。

（封印受領証の管理及び提出）

第１６条　丁種会員は、運輸支局及び自動車検査登録事務所より返付された封印受領証副本を適切に管理し、３年間保管しなければならない。丁種会員でなくなった後も同様とする。

２　丁種会員は、別紙の封印取付け報告書を毎月月末に作成し、封印受領証副本の写しを添えて、翌月１０日までに書面又は電磁的記録により責任者等に提出しなければならない。

３　責任者等は、前項の規定により丁種会員より提出された、封印取付け報告書及び封印受領証副本の写しを３年間保管しなければならない。

第４章　そ の 他

（守秘義務）

第１７条　責任者等は、その任期中に職務上知り得た行政書士に関する情報等について、正当な事由なく漏洩してはならない。任期後においても同様とする。

附　　則

この規則は、平成２９年７月２１日から施行する。

附　　則

この規則は、平成３１年２月２６日から施行する。

附　　則

この規則は、令和元年５月１日から施行する。

附　　則

この規則は、令和５年３月２４日から施行する。

別紙（第１６条第２項関係）　　（Ａ列４判）

封印取付け報告書

○○　　年　　月　　日

神奈川県行政書士会
封印取付け責任者　殿

住　　所
氏　　名
会員番号

○○　　年　　月　封印取付け数

個

明細

登録年月日	登録番号	車台番号	施封年月日	備考

※ 明細欄が不足の場合は適宜調製すること。
※ 備考欄には新規・変更・移転・交換・再封印・その他を記入すること。